

学校における働き方改革の概要

OECD 調査(2018 年)によれば、日本の教員の 1 週間の勤務時間は参加国平均を 18 時間近くも上回って世界最長となっており、文科省調査(2016 年)によれば、教員の平均勤務時間は過労死ラインを超えていました。学校における働き方改革は緊急の課題であり、文科省は様々な対策を打ち出してきました。2019(令和元)年 12 月には給特法が改正され、これに基づいて「業務量の適切な管理等に関する指針」が告示されました。関連する通知・ガイドライン・指針の主な内容等をまとめました。

1 学校における働き方改革の目的

- ・ 教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かせるようにする。
- ・ 授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を確保する。
- ・ 教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高める。
- ・ これらを通して、効果的な教育活動を持続的に行うことのできる状況を作り出す。

2 長時間勤務の是正

- ・ 超過勤務の上限

超過勤務は 1 カ月に 45 時間以内、1 年間に 360 時間以内

臨時の特別な事情により勤務せざるを得ない場合でも、

1 カ月に 100 時間未満、1 年間に 720 時間以内、ただしこの場合も、

45 時間を超えていいのは 1 年間に 6 カ月まで、かつ、複数月の平均が 80 時間以内

- ・ 在校等時間は、タイムカード等の利用によって客観的に計測・記録し、公文書として管理・保存
- ・ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間(勤務間インターバル)を確保
- ・ 教育委員会は教員の勤務時間を把握し、必要な取り組み(学校への文書・調査・アンケートの削減、留守番電話の設置、業務分担の見直しや適正化等)を実施

3 業務の改善

- ・ 必要性の低い業務(全員への家庭訪問、日報の作成、学年便りと学級便り等類似したプリントの発行等)を思い切って廃止、残った業務も整理・合理化・効率化
- ・ 学校がってきた業務を次の 3 つに仕分けして、教員が行う業務を明確化
①学校以外が担う業務 ②教員以外の学校スタッフが担う業務 ③教員が担う業務
- ・ 研修や出張、その際の報告書、各種の計画書、調査等の整理、精選
- ・ 専門スタッフ、サポートスタッフ等の確保・配置・参画

4 部活動の抜本的改革

- ・ 部活動指導員の積極的任用・配置・研修
- ・ 活動時間は、平日は長くとも 2 時間程度、休日は長くても 3 時間程度
- ・ 学期中は 1 週に 2 日以上の休養日を設ける(平日に 1 日以上、休日に 1 日以上)
- ・ 長期休業中は学期中に準じた休養日を設けた上、長期休養(シーズンオフ)を設ける

※ P.10 ~ 13 の詳細は、ホームページ(danza-p.com)の働き方改革のページをご覧ください。